

令和7年度 大阪府立高等学校地域連携コーディネーター 新規採用選考受験案内

大阪府立西成高等学校

大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則（以下「就業等規則」という。）に規定する非常勤補助員として、大阪府立西成高等学校に勤務する地域連携コーディネーターを以下のとおり募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しないもの
- (3) 地域連携コーディネーターとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

2 職務内容

- (1) 自治体やNPO法人及び一般企業等（以下「自治体等」という。）との連携による学校教育活動の推進にむけた、連携先の新規開拓及び連絡調整
- (2) 地域の小中学校等を対象とした学校PR等の広報活動
- (3) 自治体等と連携し、地域資源を活用した教育活動の提案
- (4) 民間事業者等への教育活動内容の発信
- (5) その他、勤務先の校長が必要と認めるもの

3 採用予定者数

若干名

4 雇用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 応募の手続

郵送もしくは持参により申し込んでください。

(1) あて先	〒557-0062 大阪市西成区津守1丁目13-10 府立西成高等学校
(2) 受付期間	令和7年3月11日（火）から令和7年3月13日（木）まで（必着） 日程に余裕をもって、手続きを行ってください。
(3) 申込方法	郵送の場合は「簡易書留」で、長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表に「地域連携コーディネーター選考申込」と朱書きし、「(4) 提出書類」に必要事項を記入のうえ提出してください。
(4) 提出書類	①令和7年度 大阪府立西成高等学校 地域連携コーディネーター 採用選考申込用紙 ②返信用封筒2枚（受験日時決定通知送付及び合否決定通知送付のため） （長形3号封筒（12cm×23.5cm）に110円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの）

6 選考日時・場所等

(1) 日時

令和7年3月18日（火）

（日時は、返信用封筒に記載されている住所に郵送にて別途通知します。）

(2) 会場

府立西成高等学校

〒557-0062 大阪市西成区津守1丁目13-10 府立西成高等学校

(3) 選考方法

個人面接（1人15分程度）

(4) 選考基準（主な評価の観点）

- ・地域社会と学校が連携した授業や課外活動の実現に向け、主体的な活動ができる。
- ・幅広い識見を持ち、教職員との良好なコミュニケーションを図り、学校という組織を意識した援助ができる。
- ・教育問題に関心があり、親身になって教職員からの相談等に積極的に応じることができる。

7 選考結果の通知

令和7年3月21日（金）までに、受験者全員に対し合否決定通知書を郵送します。

8 勤務条件等

下記の勤務条件等は、令和7年3月10日で予定されている内容であり、今後、変更される場合があります。その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の関係法令により定めています。

具体的な勤務条件については、任用時の勤務労働条件明示書により確認してください。

条件付採用期間	あり（条件付採用の期間は1月）
勤務場所	大阪府立西成高等学校
身分	地方公務員法第17条及び第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員
雇用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
報酬等	報酬等は大阪府教育庁が定めるところにより変更する場合がある ○報酬額：1時間あたり1,311円※¹ ※1 週あたり29時間勤務者の日額は、当該時間額に1日の勤務時間を乗じて、10円未満の端数を四捨五入した額。 ○交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施 ○昇給、退職手当：なし ○期末手当・勤勉手当：あり※² ※2 当該年度における任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者であり、次の①または②に該当するいずれかの者に限る。 ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
勤務時間等	○勤務時間：週あたり29時間かつ1日あたり6時間以内とし、具体的な勤務時間は勤務先の校長との協議により決定。 ※勤務時間が勤務場所を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過する場合、事実確認のうえ、勤務時間の変更等を行う場合があります。 ○時間外勤務：なし
休暇等	○年次休暇：6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定基準により付与 ○特別休暇：あり（有給・無給）

報酬支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給
退職	任用期間の満了により退職
任用の更新	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用あり ※ただし、1週間の勤務時間が20時間以上で、31日以上任用期間がある場合
災害補償	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる
研修	勤務の一環として、採用者に対し、年度当初に連絡会議を開催するほか、情報交換及び専門性向上のための研修を行います。
懲戒・分限	地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります。
その他	・ 学校長による人事評価の対象となります。 ・ 1年間の雇用期間で週あたりの労働時間が29時間以上の方は、労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を行います。
任命権者	大阪府教育委員会

9 注意事項

- (1) 本採用は、令和7年度大阪府の予算の成立を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、令和7年度当初予算に関連経費が計上されない場合は、採用を行いません。なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、府ではその損害について一切負担をしません。
- (2) 採用申込用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、合格通知後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類等は、返却いたしません。

参考

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《問合せ先》

府立西成高等学校 教頭 石川 紀子
電話番号 06-6562-5751